

# 第26回帯広市農業委員会議事録

平成30年7月27日、第26回帯広市農業委員会をとかち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時30分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
第4号	農地等賃貸借の解約等の通知について
第5号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地の転用許可申請に対する決定について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農用地利用集積計画の案の決定について

4. 署名委員 10番 吉田 宏一 委員  
11番 吉田 利彦 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	欠席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	欠席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 24 名  
欠席委員 2 名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	欠席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係専門員	木原 一広	欠席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地係主任補	水野 晴基	出席
農地相談員	窪田 未帆	出席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第26回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷 会長	(会長より、近況含め挨拶)
議長	議事に先立ちまして、7月7日付け農業委員会事務局職員の人事異動について説明を受けたいと思います。
事務局 議長	(異動職員の紹介)
議長	それでは、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は24名となっております。議席番号9番 森委員、同じく16番 宮浦委員につきましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告が5件、議案が5件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、10番 吉田宏一委員、11番 吉田利彦委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	まず、6月分の調査結果について、飯田調査委員長より報告をお願いします。

飯田調査委員長	<p>6月26日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番18から23の6件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第3回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。上帯広町724ha、昭和町1,284ha、合わせて2,008haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。</p> <p>以上で、6月分の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、7月分の調査結果について、高橋調査委員長よりお願いいたします。</p>
高橋調査委員長	<p>7月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番24から25の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>つづきまして、報告第3号農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第4回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。愛国町798ha、大正町(幸一)562ha、合わせて1,360haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地および無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。</p> <p>以上で、7月分の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。</p> <p>(報告第4号、附番8の農地等賃貸借の合意解約1件について朗読・説明)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第5号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第5号、附番1のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>

( 委 員 )	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議 長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(水野主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第1号、附番16から21の相対による賃借権の設定2件、贈与による所有権の移転2件、市有地売払による所有権の移転1件、売買(あっせん)による所有権の移転1件について調査書に基づき朗読・説明) 以上附番16から21までの6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。 附番16および17について、廣瀬文彦委員よりお願いいたします。
廣瀬文彦委員	附番16と17について、併せて意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺でも農地を所有、そして耕作しております。そのため、受け人においては効率的にこの農地を利用できるものと思われ、規模拡大後の全面耕作要件についても、問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。 続いて附番19について、高橋委員よりお願いいたします。
高橋委員	附番19について、意見を申し上げます。受け人となる農業者は、地域で営農を行う認定農業者であり、申請農地の周辺でも農地を所有・自作しております。そのため、今後も、受け人において有効に利用されるものと思われ、周辺農地への影響などについても問題はないと思います。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第2号、「1. 農用地利用計画」附番8から10の農業用施設用地への用途変更2件、白地から農地への編入1件、「2. 農地転用計画」附番6から7の農畜産業用施設の建設に関する農地転用2件について調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。農地利用計画附番8、農地転用計画附番6です。申請申請者は馬鈴薯、甜菜等を主とする畑作農家です。平成29年から新たに作付面積0.5haで長芋の種芋栽培を開始しました。平成30年度には作付面積を1.5haに増やして栽培をしております。昨年収穫した長芋や馬鈴薯については、既設の格納庫に保存しておりましたが、本年度の収穫量を保存するには、既存の格納庫では狭くて収納できないことから、今回、農産物貯蔵施設の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することは、やむを得ないものと考えます。

次に、農地利用計画附番9、農地転用計画附番7です。申請者は肉牛農家4戸で設立した農地所有適格法人であります。施設全体計画としては、250頭を搾乳できるロボット牛舎2棟と糞尿を集積する原尿槽および家畜糞尿処理施設を建設し、乳牛の生産および安定した産牛の確保とバイオプラントによる循環型農業を目指すものです。今回の申請地内におきましては、ロボット牛舎1棟と糞尿を集積する原尿槽の建設を計画したものです。既設敷地内には余地はなく、周辺農地および周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することは、やむを得ないものと考えます。

次に農地利用計画附番10です。申請地は、過去に寺社用地として利用されていましたが、移転のため空き地となっていました。今回、地区担当農業委員による隣接農家への声掛けにより、農地として利用したいとの回答があったことから、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。変更後、農地法3条による手続きを行う予定でございます。説明は以上です。

議

長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、「1. 農用地利用計画」の附番9、および「2. 農地転用計画」の附番7については高田委員が関係しておりますので、ここで一時退席させていただきます。

【高田委員退席】

議

長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。「1. 農用地利用計画」の附番9、および「2. 農地転用計画」の附番7について、堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員 それでは意見を申し上げます。申請者は地区内の肉牛農家4戸で設立した農地所有適格法人であります。全体計画として、安定した産牛の確保とバイオプラントによる循環型農業を目指し、250頭を搾乳できるロボット牛舎2棟と糞尿を集積する原尿槽および家畜糞尿処理施設の建設を計画したものです。申請地においては、ロボット牛舎1棟と糞尿を集積する原尿槽の建設を計画しましたが、既設敷地内には余地がなく、周辺農地及び周辺環境に影響はないと思われまますので、申請地を転用することは、やむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、当該計画の変更について異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

**【高田委員着席】**

議長 それでは残りの案件にまいります。

「1. 農用地利用計画」の附番8、および「2. 農地転用計画」の附番6について地区担当委員の意見を伺います。石川委員お願いいたします。

石川委員 それでは意見を申し上げます。申請者は馬鈴薯、甜菜、小麦などを栽培する畑作農家です。平成29年度から長芋の種芋の作付けを開始し、平成30年度には面積を1.5haに拡大して作付けを行っております。昨年収穫した長芋は既存の格納庫内に保存して管理しているのが現状です。本年度の作付面積による収穫量を既存の格納庫では保存できないことから、農産物貯蔵施設の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。続いて、

「1. 農用地利用計画」の附番10を堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員 申請地は、過去に寺社用地として利用されていましたが、移転のため空き地となっていました。今回隣接農家への声掛けにより、農地として利用したいとの回答があったことから、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。なお、変更後には農地法3条による手続きを行う予定です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、当該計画の変更について異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。  
(議案第3号、附番4の農業用施設建設のための農地転用1件について、調査書に調査書に基づき朗読・説明)  
附番4につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。

なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。  
附番4について、石川委員よりお願いいたします。

石川委員

それでは意見を申し上げます。附番4ですが、議案第2号農地利用計画附番8、農地転用計画附番6で説明した通り、申請地を農業用施設用地として転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。  
次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。  
(議案第4号、附番7から8の農畜産業施設建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定2件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。まず附番7です。申請者は乳牛290頭を飼育する畜産農家で、現在、乳牛加工製品の販売を行っております。これまで乳製品の加工については、外部委託をしておりましたが、今回、牛乳処理から乳製品の加工製造まで一貫生産することで経営安定が図られることから、牛乳処理及び加工製造施設の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、転用はやむを得ないものと考えます。

次の附番8につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番8につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番8については高田委員が関係していますので、ここで一時退席させていただきます。

【高田委員退席】

議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
		附番8について、堀口委員お願いいたします。
堀口委員		議案第2号で説明した通り、申請地を農業用施設用地として転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		<b>【高田委員着席】</b>
議	長	引き続き附番7について、地区担当委員の意見を伺います。
		濱野委員よりお願いいたします。
濱野委員		それでは意見を申し上げます。申請者は、乳牛290頭を飼育する畜産農家であり、乳製品を販売する農地所有適格法人であります。いままで牛乳の処理及び乳製品の加工は外部に委託しておりましたが、コスト削減を行って経営安定を図るため、一貫した乳製品の加工製造を行う牛乳処理及び加工製造施設の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当として、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。
		次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(今井専門員)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
		(議案第5号、一般分 附番26から29の賃借権の設定4件について調査書に基づき朗読・説明。)
		以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)

議 長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>今回、事務局からの案件は特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。</p>
事務局(森主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。